

議事要旨(8) ヘッジ会計の限定的な見直し

冒頭、小野委員長より、[審議事項 1 (8)-1]及び[審議事項(8)-2]については日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）に対して、同協会から公表されている会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」等の修正を依頼することを審議する旨の説明がなされた。[審議事項(8)-3]については更なる検討を行わないことを審議する旨の説明がなされた。続いて、板橋ディレクターより審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

（「異なる商品間でのヘッジ取引」（審議事項(8)-1）及び「ロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計の適格性」（審議事項(8)-2））

- ある委員より、次の意見及び質問があった。
 - 本来、当初ヘッジ手段の損益又は評価差額を繰り延べるためには、新規契約の締結によるロールオーバーの有無は関係ないが、提案されている JICPA に依頼する修正文案では、ロールオーバーが必須であると誤解される恐れがある。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- そのように誤解をされるのであれば、文案の修文を検討する。

- 複数の委員より、次の質問及び質問があった。
 - JICPA への依頼は、ASBJ から提示された文案が JICPA にそのまま受け入れられるというものでなく、JICPA の審議のなかで、明確化の必要性も含めて検討する柔軟な依頼であるべき。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 本委員会で実務対応報告等を作成することも検討したが、JICPA が実務指針を所管している中で、部分的に留まる実務対応を本委員会で行うことには異論もあり得ることから、JICPA に対応を依頼することとした。本委員会および金融商品専門委員会には逐次報告、相談を行うが、JICPA および本委員会でお互いのデュープロセスを守りながら議論を進める。

審議を踏まえ、小野委員長から、「異なる商品間でのヘッジ取引」及び「ロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計の適格性」に関しては、JICPA に対して対応の協議を申し入れることが説明された。

(「回帰分析を有効性判定の事後テストとして認めるか否かの検討」(審議事項(8)-3))

- ある委員より、次の意見及び質問があった。
 - 今回、事務局から提示された限定的な見直しという枠内で検討を終了することができないとの整理については賛成する。
 - 仮に検討を続けることになれば、1-2年の時間を要することになると思う。しかし、議論を進めることで、本来あるべきヘッジ会計に対する有益な示唆をもたらす議論が行われ、有用な結論も出せると考えている。ここで議論すべきなのは、現行のヘッジ会計の枠組みの見直しの可能性も視野にいれ、継続審議すべきか、一旦中止するべきか、という点である。

ある委員より、次の意見があった。

- 企業経営上は、ヘッジが会計上有効かどうかとは別に、有効に機能するヘッジ手段を使用するはずである。回帰分析の事後テスト導入を検討する上で、日本基準では非有効部分を繰り延べている点が問題であり、その点を見直さない限り解決しないと考える。

ある委員より、次の意見があった。

- ヘッジを行う経営者の意図と、その意思決定の結果は別だと考えている。ヘッジを意図する経営者の意図が担保されれば、結果である 80-125%の閾値を変更してはいけないとは思わない。

ある委員より、次の意見があった。

- 日本基準では非有効部分を繰り延べることとなっている。それが前提となっている中で追加検討が困難とされており、検討を止めるという事務局の結論は穏当だと考える。

ある委員より、次の意見があった。

- もともと非有効部分が繰り延べられるため、海外の会計基準と比較して緩いハードルとなっているものを、更に使い易くすることに労力をかけることは、本質から寄り道している感がある。

これらの意見に対し、事務局より、次の回答がなされた。

- 今回の検討は、あくまで現行のヘッジ会計を前提に、回帰分析の事後テスト導入を検討することとして、基準諮問会議からの提言を本委員会で受け取ったものである。ヘッジ会計の本来のあり方に立ち返れば、80-125%を見直すこともあり得るが、それは本委員会が受け取った諮問と異なるテーマ設定になるのではないかと考える。

審議を踏まえ、小野委員長から、回帰分析の事後テストへの導入の検討は中止することとされた。

以 上